

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702 号 Tel: 06-6946-9505

① 見切られた夫

トッププロとして活躍するスポーツ選手が、試合ではなく私生活でマスコミをにぎわしています。最初は「自動車事故か？」とファンを心配させましたが、実際は夫婦げんかであったようです。

夫婦げんか自体は個人的なことですからとやかく言う筋合いのものではありません。目にとまったのは「夫婦の結婚生活が10年続かない場合には、妻に巨額の慰謝料を支払うという契約をしていた」という記事でした。

「契約の自由」は日本でも法律で保障されています。契約当事者が納得していればどのような契約でも結べます（ただし、一定の制限はありますが）。

トッププロ夫妻は、「結婚生活が10年以上続くかどうかあやしいな」と思ったから契約を結んだのでしょう。その時妻は予想していたはずで、トッププロの夫が自分以外の異性の魅惑に負けて結婚生活をダメにするかもしれないと。

妻の怒りが爆発したのは、夫の交遊した異性があまりにも「多数」だったから？夫の行為が契約した時の「想定範囲」をはるかに超えるものだったから？



妻の怒りももつともです。お金を払えば好きなだけ異性と関係を結んでも許されると考えるなら、それは売買春と変わりありません。

欧米社会で差別的な風習としてよく引き合いに出されるイスラム社会の一夫多妻制とどちらがひどいか、という話になります。

① 夫婦の契約

アメリカでは富裕層を中心に婚前契約書（結婚をする前に夫婦の財産の配分を決めておく契約書）をかわすことが一般的になっています。

実は日本の法律にもちゃんときまりがあります。「夫婦財産契約」といいます。これから結婚しようとする男女が、結婚したあとそれぞれの財産をどのように扱うのかを取り決めるものです。ただし婚姻届を出す前に契約を結び、法務局に登記手続きをしなければ法律的な効力はありません。見るからに使い勝手の悪いこのシステムは不人気で、登記事例は年に数件あるなしとのこと。

結婚している間の夫婦間の契約はいつでも解除できることになっていますが、離婚する前であっても結婚生活が実質的にダメになっていると解除できません。



ずい分昔のことですが「契約結婚」が若い世代の話題となりました。

男女の愛は永遠に続くものではないから「一定の期間だけ結婚する」という契約であったと記憶します。

フランスの哲学者サルトルとボーボアールの「同志的愛」の影響などもあったかもしれません。

「契約結婚」には法律的な根拠はありませんので、契約内容が守られるかどうかは契約を結んだ当人たちだけがたよりです。実際に「契約結婚」をした人はほとんどいなかったようです。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com

青春時代、異性に対する憧れは消えたと思えば又浮かぶはかないものでした。人を愛する心をコントロールできず、愛情をそそぐ相手が短期間のうちに次々と変わる、そんなこともありましたが、当の本人はそのつど真剣に情熱を燃やしていたのです。熱い憧れが灰になる何度かの苦い経験を経て少年は「愛とはなんぞや！」を学び、やがて大人になっていったのです・・・。